

# 所有権解除照会並びに解除依頼書

岩手三菱自動車販売株式会社 殿

◇対象車両(車検証記載の通りにご記入ください)

登録番号	登録年月日	初度登録年月
	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月
車名	型式	
車台番号		

このたび、私の使用する上記の車両について、販売店並びに利用信販会社等への所有権解除の照会(含む精算金額等の確認)及び登録手続きに関する一切の事項(登録書類の作成・登録行為・第三者に対する登録及び譲渡書類の引渡)について、右記必要書類を添えて依頼いたします。なお、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合は、私が責任を持って解決いたします。

年 月 日

◇依頼者(車検証の使用者)

住所 (現住所)	〒
ふりがな 氏名 (自署)	印
TEL	
FAX	

上記資料の所有権解除並びに登録手続きに関する一切の事項について、使用者と連名にて依頼いたします。なお、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合は、私(当社)が責任を持って解決いたします。

◇受任者(車検証の使用者以外の方が代理で依頼する場合)

住所	〒
社名	
氏名	印
TEL	
FAX	

どちらかに○

岩手県で  
手続き

岩手県以外で  
手続き

※県内・県外で書類が  
異なりますので、必ずご  
確認ください。

所有権解除書類発行には次の書類をご郵送ください。

※FAXのみでの発行は出来ません※

- ①所有権解除照会並びに解除依頼書(本紙・原本)  
→依頼者、受任者(使用者と異なる場合)の欄に署名・捺印  
・印鑑証明添付の場合は実印による捺印
- ②自動車検査証のコピー
- ③使用者の印鑑証明書  
または個人の場合、運転免許証コピー
- ④自動車税納税証明書コピー(軽自動車は不要)  
・有効期限が翌年度の書類が必要な場合は、別途念書が必要となります。

下記の場合は別途書類がそれぞれ必要です。

- ①自動車検査証住所と一致しない場合  
・個人⇒住民票(除票)、戸籍の附票等 ・法人⇒登記簿謄本等
- ②使用者が結婚(個人)や合併・統合(法人)で変更の場合は同一性の確認の為  
・個人⇒戸籍抄本 ・法人⇒登記簿謄本等
- ③使用者が亡くなっている場合 ※依頼者は代表相続人となります。  
①使用者がお亡くなりになっている事を確認できる書類(除籍謄本等)  
②使用者と相続代表者の続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)  
③相続代表者の印鑑証明書もしくは運転免許証コピー

※証明書類はすべて3ヶ月以内のものをご提出お願い致します。

・ご提出頂く書類は所有権解除照会並びに書類発行に利用致します。

・事前にFAX頂きますと書類発行がスムーズです。FAX後はご郵送ください。

・残債確認または所有権解除書類の発行には、弊社に書類をご提出頂いてから3~4日(定休日を除く)ほどお時間を頂いております。

・万一FAX送信時に誤って第三者等へ送信されトラブルが発生した場合は、送信元において全ての責任を負って頂きます。

【書類送付先・お問い合わせ先】

〒020-0863 岩手県盛岡市南仙北1丁目24番8号  
岩手三菱自動車販売株式会社 所有権解除担当  
TEL:019-634-1000 FAX:019-635-8487

【営業時間・定休日】

弊社ホームページ、所有権解除ページにてご確認ください。

受付  
店舗

受付  
スタッフ